生涯学習センター等の指定管理者募集に係る質問回答

No.	該当箇所	質問	回答
1	募集要項５ページ ７ 募集要項６ページ ８ 業務仕様書15ページ	応募判断に必要な資料の提示及び積算根拠等について 以下の事項は、指定管理者への応募の可否を判断し、適切な事業計画及び収支予算を作成するうえで重要であるため、早期にご提示・ご回答くださいますようお願いします。 資料の提示について 次の資料について、ご提示ください。 ① 指定管理者の指定後に締結する協定書（案） ② 災害時等における施設利用の協力に関する協定（案）及びそのひな形 ③ 静岡市指定暑熱避難施設協定書及び静岡市熱中症対策マニュアル（案） ④ 指定管理申請者審査表（様式第18号） ⑤ 令和９年４月１日施行予定の静岡市市民交流センター条例施行規則 ⑥ プール・フィットネスの年齢制限の基準、年齢確認の方法及び改定後の管理マニュアル ※なお、⑥については、職員配置、受付対応等の運営体制及び人件費の積算に直接影響するため、市において整備のうえ、ご提示くださいますようお願いします。現時点で提示できない場合は、提示可能な時期をご教示ください。	①～④は、添付の資料をご覧ください。なお、①～③は現時点の案です。 ⑤現在作成中です。制定され次第、速やかにお知らせします。 ⑥旧南部勤労者福祉センターのフィットネスルームについては、高校生以上の個人利用を可能としています。 中学生以下の利用については、トレーニング機器の利用は想定しておらず推奨していませんが、保護者同伴のもとで実施するスタジオプログラム等、トレーニング機器を使用しない講座への参加を妨げるものではありません。 利用時の年齢確認については、必要に応じて本人確認書類や学生証等により確認することを想定しています。
2	業務仕様書 18ページ	指定管理料の積算根拠等について 次の事項について、ご回答ください。 ① 指定管理料の上限額102,328千円について、駿河生涯学習センター、小鹿市民交流センター２階及び同１階の施設別の積算内訳をご提示ください。 ② 利用料金収入及び事業費収入の見込額16,476千円について、施設別・収入区分別の内訳並びに積算の前提とした料金単価、利用者数、利用件数等の算定根拠をご提示ください。 ③ １階・２階の共通経費について、人件費、光熱水費、施設維持管理業務委託費等の費用配分の考え方及び積算根拠をご教示ください。 ④ 開館時間の延長や業務内容の増加に伴い、必要な職員数及び勤務時間の増加が見込まれますが、市が算定した指定管理料には、これらに伴う人件費の増加分が反映されているのでしょうか。また、指定管理料の算定に当たり、どのような人員配置及び勤務時間を想定しているのか、その積算の考え方及び算定根拠をご教示ください。 ⑤ 駿河生涯学習センターを含む11センター共通ホームページについて、今回の指定管理者が11センター全体の保守管理及び年度報告を担うことになるのでしょうか。また、その場合、必要な経費は指定管理料に計上されているのでしょうか。	①指定管理料は募集要項及び業務仕様書に基づき積算しています。施設別の積算内訳については公表していません。 ②利用料金収入及び事業費収入については、過年度実績等を参考に見込んでいます。積算に用いた詳細な料金単価、利用者数、利用件数等の内訳は公表していません。応募者においては、提示している実績資料等を参考に提案してください。 ③共通経費に係る費用配分の詳細な積算資料は公表していません。応募者において、業務内容及び施設運営の実態を踏まえ提案してください。 ④仕様書に基づき必要な人件費を積算しています。人員配置及び勤務時間については、業務仕様書に定める業務を適切に履行できる体制を応募者において提案してください。市の詳細な積算根拠については公表していません。 ⑤11センター共通ホームページの保守管理及び年度報告については、これまでどおり11センター一体での運用を継続していただくことを想定しています。 ホームページの保守管理に必要な経費については、令和6年度の指定管理者更新時に、11センター分の経費として指定管理料に計上しています。 なお、当該経費はセンターごとに切り分けて算出することができないため、今回の指定管理料には別途計上していません。
3	業務仕様書12ページ ４（５）	その他の資料の提示について 個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙４）	個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙４）は、添付の資料をご覧ください。

4	業務仕様書 10ページ ４（２）イ 業務仕様書11ページ ４（３）カ 資料２　１（１） 静岡市市民交流センター条例 第14条	施設の利用許可・利用料金について 利用料金の減免・優先利用基準について 利用料金の減免基準、施設利用に係る審査基準・処分基準及び優先利用基準について、指定管理者の指定前に市と協議し決定することは可能でしょうか。 また、従来の施設で減免対象となっていた団体や利用について、令和９年度以降も引き続き減免対象とすることを想定しているのでしょうか。変更を予定している場合は、その内容をご教示ください。 さらに、従来の施設の設置目的を踏まえた減免及び優先利用の基準について、新条例第１条の設置目的及び第３条の事業内容との整合性を、市としてどのように整理しているのかをご教示ください。	利用料金の減免基準、施設利用に係る審査基準・処分基準及び優先利用基準については、条例、規則及び関係例規に基づき運用します。 指定管理者の指定後に運用上の整理が必要となった場合は、市と指定管理者が協議のうえ対応します。 なお、減免制度及び優先利用制度については、現在の利用実態を考慮しながら検討を進めています。決まり次第お示しします。
5	静岡市市民交流センター条例 第14条・別表	後延長料金の減免について 利用料金の減免対象となる利用について、後延長料金も減免の対象となるのでしょうか。	市民交流センターの開館時間内の利用時間の延長であれば、減免の対象となります。
6	業務仕様書 P19・６（４）	利用料金の決定・承認・周知時期について 利用料金について、令和９年２月議会での指定管理者の指定後に、新指定管理者が料金を設定することを想定している場合、利用者への料金の周知も指定後となるのでしょうか。 また、利用料金の決定、市長の承認及び利用者への周知について、市が想定するスケジュールをご教示ください。	利用料金は条例及び関係法令の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めます。 利用料金を変更する場合は、市との協議及び承認手続を経た上で、市及び指定管理者が適切な方法により利用者へ周知することを想定しています。 具体的な時期や方法は、変更内容及び施行時期等を踏まえ、市と指定管理者が協議のうえ決定します。
7	業務仕様書 P19・６（４）	指定管理者交代時の利用料金の帰属について 指定管理者が４月に交代した場合、３月までに旧指定管理者が収納した利用料金は旧指定管理者の収入となる一方、４月以降の施設利用に係るサービスの提供義務は新指定管理者が負う、という理解でよろしいでしょうか。	指定期間開始前に旧指定管理者が収納した利用料金は旧指定管理者の収入となります。また、当該利用料金が事前収納された予約の利用があった場合は、新指定管理者がサービスの提供を行うこととなります。
8	静岡市市民交流センター条例 別表	浴室の利用料金について 浴室の利用料金について、条例に定める上限額の範囲内であれば、指定管理者ごとに異なる料金を設定しても差し支えないでしょうか。	質問の認識のとおりで差し支えありません。
9	静岡市市民交流センター条例 別表	貸室の後延長と予約区分について 貸室の後延長を認めた場合、次の利用区分との間に転換時間が確保できませんが、次の区分の予約受付はどのように取り扱うのでしょうか。	利用時間には準備及び片付けの時間も含まれています。次の区分の予約受付は通常どおり取り扱ってください。
10	静岡市市民交流センター条例 別表	１階貸室の開館時間と後延長について 小鹿市民交流センター１階の貸室について、午後５時30分以降の後延長を認 める場合、午後６時まで利用可能という理解でよろしいでしょうか。また、その場合の開館時間はどのように取り扱うのでしょうか。	市民交流センターの開館時間内での貸室の利用時間の延長を認めていますが、開館時間を超える延長は認めていません。なお、夜間の時間区分の利用は、駿河生涯学習センターの貸室として利用許可を行ってください。
11	静岡市市民交流センター条例 別表	１階の午後と夜間をまたぐ連続利用について 小鹿市民交流センターと駿河生涯学習センターの貸室を「午後・夜間」に連続して利用することは可能でしょうか。また、その場合、小鹿市民交流センターの利用分は後延長として取り扱うのでしょうか。利用料金の収入先も併せてご教示ください。（駿河生涯学習センターは利用料金制ではないため）	小鹿市民交流センターと駿河生涯学習センターは別施設となりますので、それぞれの貸室の規定に従い運用を行ってください。

12	静岡市市民交流センター条例 別表 静岡市生涯学習施設条例 別表	11集会室と13集会室の利用料金について 11集会室と13集会室は、日中の利用料金が同額である一方、夜間は13集会室の料金が11集会室のおよそ２倍となっています。この料金設定の考え方をご教示ください。	駿河生涯学習センターの料金は、主に各部屋の定員を基に算定しており、11集会室の定員が24人、13集会室の定員が50人となっていることから夜間の料金については定員の差を踏まえた設定となっています。 市民交流センターの貸室料金については、既に貸室料金が設定されている世代間交流センターや近傍類似施設の面積単価を参考にしつつ部屋の機能性や付帯設備の水準も考慮して設定しています。
13	小鹿老人福祉センターの利用申請	令和９年度の利用申請・許可と利用料金収入の積算について 小鹿老人福祉センターでは、通常、翌年度上半期の利用申請及び利用許可を前年度の１～２月に行っていますが、令和９年度についても同様のスケジュールで実施するのでしょうか。 また、利用申請の受付開始時期や利用料金の減免基準によって、令和９年度の利用料金収入の見込額が変動すると考えられます。 市が指定管理料の算定に当たり、どのような利用申請・許可のスケジュール及び減免条件を前提として利用料金収入を積算しているのか、その算定根拠をご提示ください。	旧老人福祉センターの有料化及び予約方法について、利用者へ説明を行っていきます。検討中のため決まり次第お示しします。 過年度実績を参考に見込んでいますが、詳細な算定根拠については公表していません。
14	資料１ ３（４）カ、４（９）	年齢確認及び利用者登録について 個人利用時の年齢確認について、対象となる利用区分及び確認方法をご教示ください。また、OAルームの個人利用における年齢確認の要否と、従来の老人福祉センターの利用者登録制度を継続するかについてもご教示ください。	旧老人福祉センターで実施していた利用者カードによる利用者登録制度については、廃止していく方向です。
15	業務仕様書 ３ページ １（３）イ	事業の実施・実績報告について 年間利用者数の算定方法について 年間利用者数65,000人は、１階と２階の利用者数を合算した数値でしょうか。また、同一日に複数の施設を利用した場合や、個人利用と主催事業の両方に参加した場合は、それぞれ利用者として計上してよろしいでしょうか。	年間利用者数65,000人は、施設利用実態を把握するための指標として、１階及び２階の利用者数を合算した人数を想定しています。 なお、利用者数の計上方法については、現行の指定管理者における実績報告と同様の取扱いを基本とします。 また、同一日に複数の施設を利用した場合や、個人利用と主催事業の両方に参加した場合については、それぞれの利用実績として計上してください。
16	資料１ ３（１）	OAルーム等を利用した講座について OAルーム等を利用して開催する講座は、パソコン操作を学ぶ講座に限定されず、市民のニーズに応じた内容としてもよろしいでしょうか。	OAルーム等を利用して開催する講座は、パソコン操作を学ぶ講座に限定するものではなく、市民ニーズを踏まえた各種講座を実施することが可能です。
17	資料１ ４（２）、４（４）	講座と世代間交流事業の実績計上について 年間17講座以上及び170回以上の教養講座と、月１回以上の世代間交流事業について、両方の目的を満たす事業を開催した場合、それぞれの実施実績に計上してもよろしいでしょうか。	実績に計上して差し支えありません。その場合、実績報告では重複していることがわかるよう記載をお願いします。
18	資料１ ３、４（４）	１階・２階の事業の連携・統合について １階・２階それぞれの業務として記載されている事業について、実施場所や企画・運営を相互に連携・統合することは可能でしょうか。例えば、１階の世代間交流事業を２階で実施したり、駿河生涯学習センターとの共催事業として実施したりすることも認められるでしょうか。	１階及び２階の世代間交流事業を連携して実施したり、駿河生涯学習センターとの共催事業として実施したりすることも可能です。なお、具体的な事業内容、実施場所及び運営方法については、施設の設置目的及び募集要項等を踏まえ、適切に実施してください。
19	資料１ ３（４）ウ	静岡市小鹿市民交流センター講座に係る使用料の納付先について 静岡市小鹿市民交流センター講座について、受講生又は指定管理者が使用料及び特殊器具等使用料を市に納付するとありますが、指定管理者が利用料金を収受する制度との関係を含め、この記載の取扱いをご教示ください。	当該記載は、使用料徴収事務を行っていた当時の記載が残っていたものであり、誤りです。 現在の運用とは異なるため、当該記載は削除します。
20	業務仕様書 ９ページ ４（１） 施設及び設備の維持管理業務等仕様書 別冊（17）	施設管理・設備の維持修繕について １階浴室の土曜日の利用時間について １階浴室の利用時間は午後３時30分までとされていますが、一方設備の維持管理業務等仕様書では毎週土曜日の午後に配管洗浄を実施することとされています。土曜日に限り、現行どおり正午までの入浴時間としても差し支えないでしょうか。	配管洗浄等、施設の維持管理に必要な時間を確保するため入浴時間を変更することは差し支えありませんが、利用者に対して必要な周知をしていただくようお願いします。

21	資料２ ２（６）施設等修繕	大規模改修及び設備更新の計画について 当該施設は2004年の竣工から22年が経過し、空調設備の故障や配管からのガス漏れなどの不具合が発生しています。今後の設備更新計画及び大規模改修の予定についてご教示ください。	令和9年度に外壁全面打診調査実施、令和10年度に屋上などの中規模改修工事、令和12年度に受変電設備・昇降機等の主要設備改修工事、令和25年度から大規模改修工事を計画しています。 なお、これは担当課としての現在の見込みであり、市総合計画等で確定したものではありません。
22	資料２ ２（６）施設等修繕	通常、２階トレーニングルーム男性浴槽の設定温度を38℃～40℃に設定し運営しておりますが、令和８年10月13日に湯温56℃となる異常が発生しました。これにより現在、当該浴槽は使用を停止しています。 本件修繕について業者から986,700円の見積が届きましたが、部品調達時期の見通しはたっていない状態です。 また、11月4日には同浴室内サウナの温度が一時的に上がらなくなったため、サウナの利用を中止しシャワーのみの利用としました。 本件はブレーカー落ちによるものでしたが根本的原因を特定するには至らず、現在は再発の可能性を抱えながら運営している状況です。 今後の男性浴槽温度調整に係る復旧方針、及びその他修繕・更新の予定についてご教示ください。また、仮に浴槽を利用できない状況になった場合の利用料金の取扱いについても、市の考え方をご教示ください。	現在発生している男性浴槽の不具合については、修繕に向けた対応を進めています。なお、現時点において、利用料金の取扱いに変更はありません。 また、次年度以降、同様に設備の不具合等により施設の一部が利用できない状況が生じた場合には、市と指定管理者が状況を確認した上で、修繕等の対応及び利用料金の取扱いについて協議するものとします。
23	資料２ ２（６）施設等修繕	ろ過設備等の老朽化と維持管理負担について 浴槽のろ過設備及び次亜塩素酸の注入装置について、老朽化が進んでいます。現在の設備では残留塩素濃度をリアルタイムで確認できず、職員による管理が必要となっています。 設備の更新予定とともに、老朽化に伴う修繕費及び維持管理に必要な人件費の増加について、指定管理料の積算上どのように考慮されているかをご教示ください。	指定管理料の積算方法については公表していません。
24	資料２別表「施設及び設備の維持管理業務等一覧表」（10）	マイクロコージェネレーションシステムの更新について 令和７年夏に故障したマイクロコージェネレーションシステムは、交換部品の製造が終了しており、現在も運転を停止しています。令和９年度に更新を予定しているか、予定がある場合はその時期をご教示ください。	コージェネレーションシステムは令和９年度の更新に向けて予算を要求しています。令和９年度中の更新時期は現時点で未定です。
25	施設及び設備の維持管理業務等仕様書 176ページ （34）	産業廃棄物処理業務の対象範囲について 産業廃棄物収集運搬及び処分業務の対象は「静岡市駿河生涯学習センターから排出される産業廃棄物」と記載されていますが、健康文化交流館全体から排出される産業廃棄物も業務の対象に含まれるのでしょうか。 また、健康文化交流館全体を対象とする場合、その処理費用は指定管理料に計上されているのでしょうか。計上されている場合は、積算内訳及び算定根拠をご提示ください。	健康文化交流館全体から排出される産業廃棄物も業務の対象に含みます。詳細な積算内訳及び算定根拠については公表していません。
26	業務仕様書 12ページ ４（８）	福祉避難所の指定範囲について 小鹿市民交流センターは福祉避難所に位置付けられているとのことですが、その指定範囲には２階の旧南部勤労者福祉センター部分も含まれているのでしょうか。	現在は１階のみが福祉避難所に指定されています。現在、福祉避難所の範囲については関係部局と調整中です。調整でき次第お示しをする予定です。
27	静岡市市民交流センター条例 第３条	条例・規則及び施設の運営方針について 福祉に関する相談業務について 市民交流センターの事業内容として「福祉に関する相談への対応及び関係機関との連絡調整に関すること」が規定されていますが、旧勤労者福祉センターに相当する２階部分でも実施すべき業務でしょうか。	条例に規定する「福祉に関する相談への対応及び関係機関との連絡調整」は、専門的な相談支援業務を指定管理者が実施することを求めるものではありません。利用者から相談があった場合には、必要に応じて関係機関の案内や取次ぎ等を行うことを想定しています。 当該業務は施設全体として実施するものであり、特定の階に限定して実施することを想定しているものではありません。
28	市民交流センター設置方針	旧高齢者福祉施設の有料化に関する周知について 旧高齢者福祉施設の有料化について、市が行う利用者への周知及び説明会等の実施方法とスケジュールをご教示ください。	予約方法と併せて実施していきます。検討中のため決まり次第お示しします。

29	募集要項 4 ページ 6（1）	その他の確認事項について 申請書類の名称について 「申請書」、「事業計画書」及び「収支予算書」の名称を、「静岡市生涯学習施設」から「静岡市駿河生涯学習センター」に変更して作成・提出してもよいでしょうか。	申請書類の名称の変更はできません。
30	募集要項 5 ページ 7（1）イ	プレゼンテーションについて プレゼンテーションの予定時間及び出席可能人数をご教示ください。	プレゼンテーションの時間は、20分程度を予定しています。出席人数は、５人以内を予定しています。
31	資料 6 事業実施状況一覧 資料 7 － 2 施設利用状況報告書	利用状況報告書の記載項目について 小鹿市民交流センター１階の利用状況について、「利用者数」と「利用者数（内訳）」の記載内容の違いを、また、従来の「利用件数」から「利用時間」に集計単位を変更した理由をご教示ください。	「利用者数」と「利用者数（内訳）」については、小鹿市民交流センターの１階部分と２階部分それぞれの利用状況を把握するため、区分して記載しているものです。 また、「利用件数」から「利用時間」への変更については、１階部分と２階部分を一つの市民交流センターとして管理することに伴い、施設全体の利用状況を同一の基準で把握できるよう、集計単位を「利用時間」に統一したものです。
32	業務仕様書 3 ページ 4 施設及び設備の維持管理業務等仕様書21ページ （2）	 建築設備定期点検に係る面積の相違について 建築設備定期点検業務仕様書と業務仕様書で記載されている面積に相違がありますが、その理由をご教示ください。	 建築設備定期点検業務仕様書の1F分の面積が誤って記載されておりました。業務仕様書に記載されている面積をご参照ください。
33	静岡市市民交流センター条例 第４条	作業室の位置について 「小鹿市民交流センター 作業室」は、どの部屋を指しているのでしょうか。建設時の図面では11集会室が「作業室」とされているため、施設名称の対応関係をご教示ください。	ご指摘のとおり「11集会室」と「作業室」は同一の部屋であり、条例制定時の記載誤りにより図面と条例表記に不整合が生じております。今後速やかに表記の改正を行っていきます。
34	業務仕様書10ページ （3）	遵守すべき事項について 遵守すべき法令として（キ）から（コ）に老人福祉法等の法令が列挙されていますが、以前、パブコメで質問した際に老人福祉法上の老人福祉センターではなくなると回答があったと存じます。当該表記は誤りなのか、福祉事業としての取扱いが残されているのかご教示ください。	老人福祉法上の老人福祉センターではなくなるとは、施設の設置根拠が老人福祉法ではなくなるということです。今回遵守する法令として老人福祉法を記載したのは、市民交流センターへ再編された１年間の移行期間においてもこれまで老人福祉センターとして行っていた福祉機能を継続して行っていただくための根拠として位置づけるためです。
35	資料１ 4（2）	小鹿市民交流センターの教養講座の実施回数について 他の旧老人福祉センター系施設については利用者に対する講座数に指定がありませんが、小鹿市民交流センター（１階）部分だけ講座実施回数の指定が残っている理由をご教示ください。	小鹿市民交流センターのみ講座の実施回数を指定するものではなく、他の市民交流センターについても同様に実施回数を指定するものです。 他の市民交流センターについては仕様書への記載が漏れていたため、実施回数を明記するよう修正します。